

答 申 第 3 2 2 号
令 和 4 年 1 月 1 8 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 濱 口 弘 太 郎



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定により、令和4年1月17日付け岐阜市保生第880号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜県は、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年岐阜県条例第20号）に基づき、犬の適正な飼い方の指導及び啓発を行っているが、毎年70～80件の咬傷事故が発生している。

そのため、今後の咬傷事故防止に係る規制のあり方について、「岐阜県犬の咬傷事故防止に係る検討会議」（以下「検討会議」という。）を開催し、専門的見地から検討を行うこととした。

検討会議の開催に当たり、岐阜県健康福祉部生活衛生課（以下「県生活衛生課」という。）は、検討を行うための基礎的な情報を把握することを目的として、岐阜県内の全ての市町村において、特定の犬種の飼い主に対するアンケート調査の実施を予定している。

県生活衛生課は、岐阜市の調査対象者に関する住所等の個人情報を保有していないため、県生活衛生課から岐阜市保健所生活衛生課（以下「市生活衛生課」という。）に対し、アンケート用紙の発送について協力の依頼があった。

そのため、県生活衛生課の求めに応じ、アンケート用紙の発送のため、市生活衛生課の保有する畜犬登録・予防接種台帳の情報を条例第10条第2項第5号の規定により利用目的以外の目的のため利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条の規定により市が畜犬登録・予防接種台帳に登録した犬に係る次に掲げる個人情報

- (1) 犬の種類
- (2) 所有者の氏名及び住所

3 意見

適当なものと認める。